

令和6年度おでかけひろば整備・運営事業者募集に関するFAQ（令和6年4月26日時点）

No.	質問	回答
1	募集要項に整備対象地域として主な空白地域の町名が記載されているが、整備対象は記載されている町名に限らず、主なという認識で良いか。	記載している地域は、ベビーカーやお子さんの足で歩いて15分ほどの距離におでかけひろばがない主な地域である。記載していない地域も整備対象であるが、既存のおでかけひろばが近くにある地域で整備をする場合は、例えば「大きな道路で分かれており、利用者の生活環境が異なるためにおでかけひろばの整備が必要である」等の理由を応募書類の事業計画書（様式4）の「立地条件・周囲の環境」に記載いただきたい。
2	レスパイト事業の閉室日活用型とはどのようなものか？	おでかけひろばがお休みの日に、レスパイト事業のみ実施することを閉室日活用型という。閉室日活用型は月3日以上かつ1日5時間以上開設すること。職員配置は専任のものを常時2名配置し、そのうち1名は区が指定した研修を受講し修了したものとする。
3	開設日を年度途中で週3日型から週5日型に変更することは可能か？	年度途中で変更することは難しい。 変更の希望がある場合は、早めにご相談をしていただきたい。次年度以降で変更が可能になるよう区でも調整する。
4	出張ひろばは実施できないのか？	希望があれば実施可能。出張ひろばを実施する場合は、おでかけひろば事業実施内容（別紙2-1）の基本事業欄（1～4）にその内容を記載いただきたい。
5	地域支援事業は必ず実施しなければいけないのか？	4つの取り組み項目のうち最低でも1つは、月1回（年12回）以上の実施必須。単発の実施は認められず、継続的に実施すること。
6	改修期間に宗教団体の施設で実施している場合もあるが、良いのか？	おでかけひろば事業の運営者が宗教団体である場合は対象外だが、おでかけひろば事業を運営する上で、宗教団体の施設を借りることは可能。
7	10月1日に開設の場合、開設準備経費はいつもらえるのか？	補助金の交付決定がおり次第、初回の運営費と開設準備経費をまとめてお支払いする。補助金の交付決定日は開設日以降。
8	9月に開設の準備が整った場合は、9月開設でも良いか？	区にご提出いただく開設にあたっての必要書類が全て整った場合は、9月開設でも可。
9	利用者の事故に備えた保険は開設日前には加入しておく必要がある。開設準備経費の対象になるか？	選定結果通知日以降、開設日前までの支払日であれば、開設準備経費の対象となる。
10	民間物件になると思うが、開設準備経費の礼金及び賃借料等について、クリーニング、鍵交換等の保証金は対象になるか？	選定結果通知日以降であれば対象となる。